

米穀等取扱事業の届出の概要

1. 特定規模届出事業者の届出

(食糧法第9条に基づく届出)

このたび、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号、以下「食糧法」)の一部が改正され、米の流通実態把握の強化のため、**特定規模以上の米穀等取扱事業(出荷又は販売の事業、加工等事業)を行おうとする者は、新たに届出(食糧法第9条)が必要**となります。

対象事業者

米穀等取扱事業(出荷又は販売の事業、加工等事業)を行おうとする者

出荷又は販売の事業:生産、集荷、卸売、
小売の事業
加工等事業:加工、中食・外食の事業

規模要件

年間300玄米トン以上

- ・ 精米については、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算し、加算。(※)



2. 一般届出事業者の届出

(食糧法第47条に基づく届出)

これまでの米穀の出荷又は販売の事業の届出(食糧法第47条)についても、届出事項が追加となるため、**改めて届出が必要**となります。(1. 特定規模届出事業者の届出をした者を除く。)

対象事業者

出荷又は販売事業を行おうとする者

規模要件

**年間20精米トン(22玄米トン)以上
300玄米トン未満**

- ・ 精米については、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算し、加算。(※)
- ・ 生産者について、自ら生産した米穀を届出事業者へ販売・販売委託した数量は含めない。
- ・ 営んでいる加工又は中食・外食事業が300玄米トン未満であっても、出荷又は販売事業(20精米トン以上300玄米トン未満)を行っている事業者は、一般届出事業者としての届出が必要となりますので、ご注意ください。



届出期間

令和8年**10月1日(木)** ~ 令和9年**4月1日(木)**

届出事項

出荷、販売又は買入の数量、生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合、事業の用に供する施設の内容(とう精施設、定温倉庫) 等

届出方法

原則、電子申請(詳しくは次ページ以降、参照)



※ 規模要件の算定で、精米の取扱いは原則、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算しますが、この方法で算出した場合に実態と乖離する場合には、事業者ごとの精米歩合により玄米重量へ換算してください。

※ その他、届出における例外事項等(フランチャイズチェーン本部は、チェーン加盟店分をまとめて届出できる 等)の詳細については、農林水産省ウェブサイト「米穀等取扱事業の届出について」をご覧ください。(https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html)

※ 特定規模届出事業者は、定期報告により、在庫量等を報告いただきます。

※ 届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間保存していただく必要があります。

※ 改正食糧法では、米穀等取扱事業を行う全ての方を対象に、食糧法の遵守などをその責務として規定しています。届出や定期報告、帳簿の備付けを履行いただけない場合は、罰則が科せられることがあります。

届出の方法(電子申請による届出)

お手元のパソコン・スマートフォンから簡単に届出ができる「**eMAFF申請**」での**電子申請**をお願いしております。

1 GビズIDの作成

「GビズID」を作成願います。

<https://gbiz-id.go.jp>

※ eMAFF申請の利用に当たって、デジタル庁が提供している「GビズID」が必要(エントリーを含むいずれの種別も可)です。

具体的な方法は、
6ページ「電子申請による届出の手順」をご覧ください。



GビズID

2 電子申請にて届出 (eMAFF申請)

原則、電子申請(eMAFF申請)にて
届出願います。

(令和8年10月1日受付開始)

<https://emaff2.maff.go.jp/emaff/app/ext/guest/top/extUserTopView>

具体的な方法は、
6ページ「電子申請による届出の手順」をご覧ください。



eMAFF申請

3 農林水産省にて受理

eMAFF申請2.0の5つのメリット



いつでもどこでも申請できる！

パソコンやスマートフォン、タブレットから24時間365日申請可能。役所の開庁時間に縛られることも、待ち時間もなくなります。



書類の管理が不要！

eMAFF申請2.0上で申請状況を一元管理。膨大な申請情報を紙で管理する手間が省けます。



履歴による自動入力も！

「GビズID」※1にひも付けられた申請者情報の自動入力や過去申請内容が自動転記されるので手間やミスを減らせます。

※ デジタル庁が運用する共通認証ID。さまざまな行政サービスを同じID・パスワードでご利用いただけます。



入力不備が一目でわかる！

エラーチェック機能を搭載しているため、誤って入力してしまった箇所を探す手間が省けます。



システム内で連絡が完結！

システム内の通知機能、ステータス確認機能を利用することで、提出から承認までをシステムのみで完結させることが可能です。

詳細は、eMAFF申請紹介ページ(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emaff.html>)をご覧ください。

※電子申請による届出が困難な場合(郵送など電子申請以外の手段による届出を希望する場合)は、主たる事務所(本社等)を管轄する地方農政局等へご連絡願います。
(連絡先は4ページの「地方農政局等の連絡先」をご参照ください。)

届出に関するQ & A

質問	回答
なぜ、新たに米穀等取扱事業の届出(法第9条)を行う必要があるのですか。	先般の米価高騰の要因を検証する中で、農林水産省が、多様化する流通実態を的確に把握できていなかった等の課題が明らかとなりました。 このような課題に対応し、米の安定供給を確保するため、食糧法を改正し、流通業者の取引実態を幅広く把握することとなりました。
届出を支社や支店ごとに届出を提出してもいいですか。	事業者単位で届出ください。 (フランチャイズの本部事業者が加盟店の分をまとめて届出する場合を除く)
届出を行わなかった場合はどうなりますか。	届出を行っていない場合は、これまでと同様、罰則が科せられる場合があります。
規模要件が300トン以上となっていますが、例年の取扱量が290トンであるなど、300トンにわずかに満たない事業者は届出を出す必要はあるのでしょうか。 届出は負担となるが、もし、当年が300トン以上になってしまった場合は、罰則の対象になるのも困ります。	規模要件に満たない場合は、届出をする必要はありません。ただし、期間(7月～6月)内に要件を満たすことが見込まれるのであれば、それが判明した時点で届出をお願いします。 なお、300トン以上となる見込み、もしくは300トン以上と判明した時点で届出をしていたただければ、罰則は科せられません。

届出に関するガイド・問合せ先

電子申請におけるシステムの利用方法

▶「GビズID」の作成や管理に関するもの

… GビズIDの詳細が知りたい、GビズIDアカウントの作成方法がわからない など

- ご利用ガイド <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>
- よくある質問 <https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>
- メールによる問合せ ご意見・お問合せは、以下のページにあるリンクからお問合せください。
<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>
- 電話による問合せ 0570-023-797 (デジタル庁 GビズIDヘルプデスク)
【受付時間】 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

▶「eMAFF申請」へのログインや操作方法に関するもの

… eMAFFへのログインができない、画面の操作方法がわからない など

- 操作説明動画・
操作マニュアル https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emmaff_shinsei_leaflets_tutorial_videos.html
- メールによる問合せ system-helpdesk※emmaff-ks.jp
注)「※」を「@」に置き換えてください。
- 電話による問合せ 0570-550-410 (農林水産省 eMAFF申請お問合せ窓口)
【受付時間】 9:30～12:00、13:00～16:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

届出における記載内容、届出の方法など（制度全般に関するもの）

… 制度の詳細を知りたい、届出が必要かを確認したい、届出の記載事項をどのように記入すればよいかわからない、電子申請以外の方法での届出をしたい など

- 届出制度に関する情報 農林水産省ウェブサイト「米穀等取扱事業の届出について」をご覧ください。
(https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html)
- 届出の手順、記載事項に関する情報 本パンフレットの6ページ「電子申請による届出の手順」、23ページ「開始届出書の記載事項」をご参照ください。
- 地方農政局等の連絡先

担当窓口	電話番号	メールアドレス	管轄区域
北海道農政事務所 生産経営産業部業務管理課	011-330-8808	hokkaido_todokede※maff.go.jp	北海道
東北農政局 生産部生産振興課	022-263-1111	tohoku_todokede※maff.go.jp	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東農政局 生産部生産振興課	048-740-0406	kanto_todokede※maff.go.jp	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸農政局 生産部生産振興課	076-232-4302	hokuriku_todokede※maff.go.jp	新潟県 富山県 石川県 福井県
東海農政局 生産部生産振興課	052-223-4623	tokai_todokede※maff.go.jp	岐阜県 愛知県 三重県
近畿農政局 生産部生産振興課	075-414-9021	kinki_todokede※maff.go.jp	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国農政局 生産部生産振興課	086-224-4511	chushi_todokede※maff.go.jp	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州農政局 生産部生産振興課	096-211-9111	kyushu_todokede※maff.go.jp	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	098-866-1653	okinawa_todokede※maff.go.jp	沖縄県
農林水産省 農産局農産政策部企画課	03-3503-3956	honsyo_todokede※maff.go.jp	全国

注) メールを送付される際は「※」を「@」に置き換えてください。

今後、米穀を取り扱う事業者様にお願いする事項

① 定期報告の実施について

- 特定規模届出事業者(年間300玄米トン以上)の方々には、令和9年4月以降、定期報告の義務が措置されます。

※報告事項や頻度は規模や業種に応じて異なります。

- 初回の報告時期については、以下のとおりです。
 - ▶ 毎月報告の対象者：令和9年5月
 - ▶ 年1回又は年2回報告の対象者：令和9年7月
- なお、すべての報告対象者から、定期報告が措置される前の令和8年7月～令和9年3月までのデータについて、令和9年7月までに別途ご報告いただく予定です。
- 届出と同様、電子申請(eMAFF申請)を予定しております。
- 詳細が決まりましたら、農林水産省HP等でお知らせいたします。

② 今後の米穀の安定取引に向けて

- 米穀の安定取引に向けて、食糧法の一部を改正して、事業規模にかかわらず、全事業者が守るべき責務規定を新設し、

- ① 食糧法の規定の遵守
- ② 米の品質を保持するための適正な管理
- ③ 持続的な供給に資する取引の実施

をするよう明文化しました。

今後、信義則に基づかない不誠実な取引についても、国がガイドラインを策定し、安定取引に向けた取組を行います。

- 詳細が決まりましたら、農林水産省HP等でお知らせいたします。